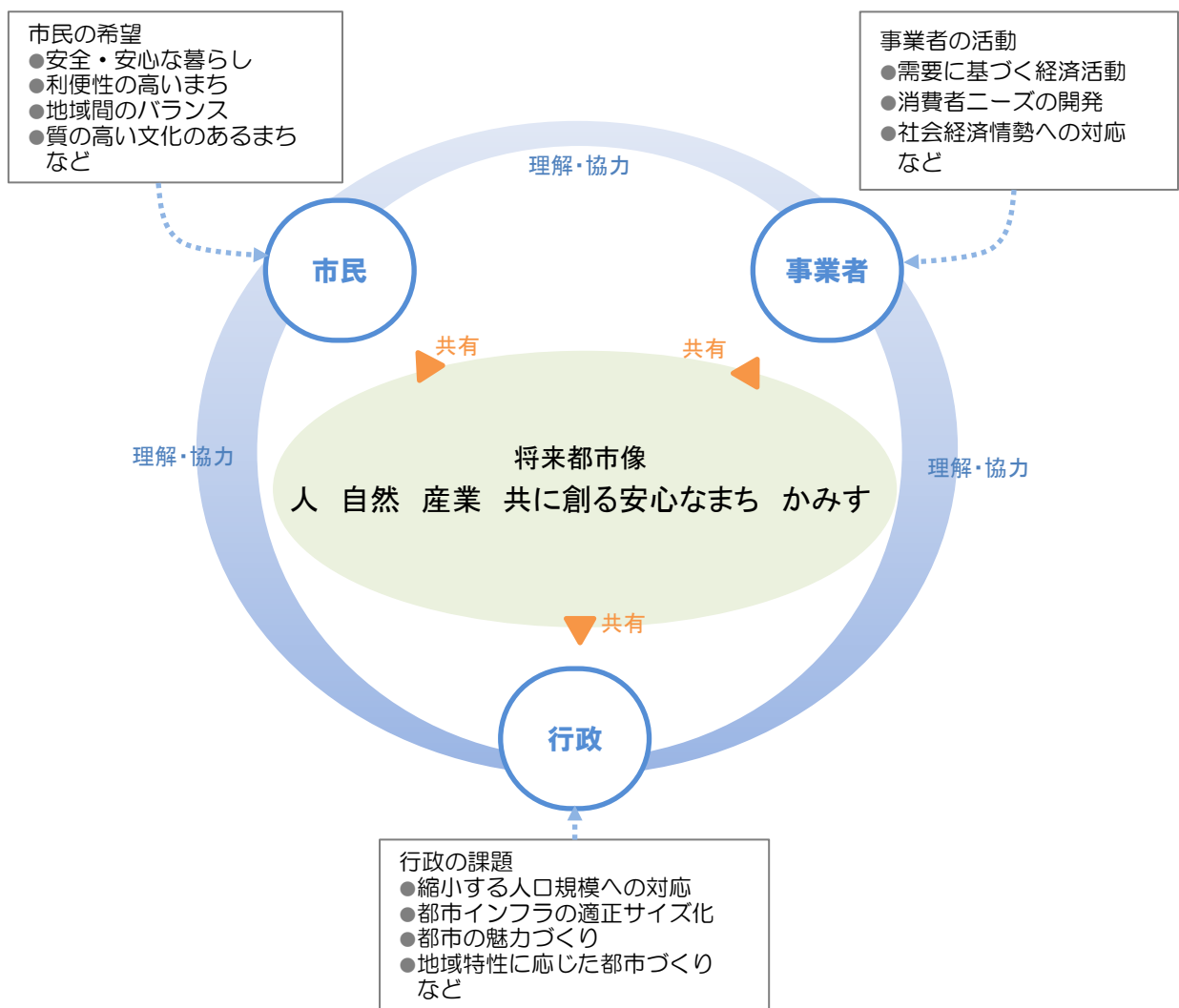


第 4 章 将来像实现化方策

1 | 将来像の実現に向けて

1-1 協働によるまちづくりの推進

都市づくりの目標を実現していくためには、市民、事業者、行政が良好なパートナーシップを確立していくことが必要です。本市が目指す将来像および基本的方針に対する共通の理解のもと、それぞれの立場からできることに取り組みながら、地区別構想に示す拠点を中心としたコンパクト+ネットワークの考え方に基づくまちづくりを実現していくことが必要です。



1-2 まちづくりの3つの主体とその役割

円滑にまちづくりを進めていくには、行政の一部の部局だけではなく、多くの分野、様々な主体との連携が必要です。市民、事業者、行政が積極的な関わりを持ち、それぞれが役割分担をしながら、力を合わせてまちづくりを進めていくことが大切です。

	市民	事業者	行政
役割	<p>自身が暮らす地域のまちづくりについて理解を深め、それぞれの立場から、より良いまちづくりにつながる活動へ積極的に参加・実践していくことが求められます。</p>	<p>自らの生産活動の維持や発展に際し、その社会的責任や役割、影響を重視し、まちの一員として、まちづくりへの協力・貢献が求められています。</p>	<p>行政は、市民、事業者との協働のもと、総合的かつ効率的なまちづくりを着実に実施していく役割を担っています。また、周辺自治体・県・国との広域的な連携・調整のもと、計画的なまちづくりを進めます。</p>
求められる行動	<ul style="list-style-type: none"> ○行政情報の把握や取組への理解を深める ○様々な市民参画の場への積極的な参加 ○地域ボランティアや自治会などの地域社会活動への積極的な参加 ○地域の合意による自主的なルールづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会の一員として、地域活動への参加やまちづくりへの協力・支援およびその情報発信 ○地域のまちづくりルールに基づいた、周辺環境や景観面に配慮した施設計画等 ○より良い事業形態や操業環境を形成し、地域経済の活性化に積極的に貢献 ○行政と連携した公共施設の計画・運営・管理等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりに関する情報の提供、市民の意識向上のためのPR ○市民や市民団体の活動支援やまちづくりの人材育成 ○法制度を活用した適切な規制・誘導 ○庁内の推進体制の充実、関連各課との情報共有、横断的な連携 ○事業者と連携した事業の推進

1-3 実現性を高めるまちづくりの進め方

市の施策に基づくまちづくりの実現にあたっては、行政の働きかけのもとに市民、事業者、行政が相互に連携・補完し、身近な地域のコミュニティづくりから広域的な都市計画まで、それぞれの立場からまちづくりを実践していくことが必要です。

(1) まちづくりへの関心を高める仕組みづくり

行政ができること

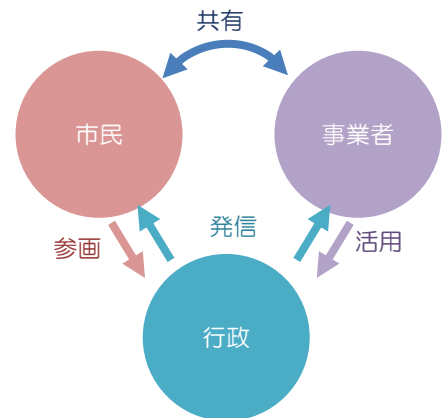
市ホームページや広報紙、SNSなど様々な媒体を使った情報発信の充実を図り、まちづくりに興味を持ってもらうきっかけづくりに努めます。また、まちづくりに関する諸計画の策定、施策の立案等の際には、懇談会や勉強会などを開催し、住民や事業者の提案や意見をうかがい、まちづくりへの関心を高めます。

市民ができること

行政が発信する情報を受け取り、まちづくりについての理解を深めます。また、意見交換の場を積極的に活用し、まちづくりに参画するとともに、様々な考え方を共有します。

事業者ができること

行政が発信する情報から、まちづくりに関する有効な制度を積極的に活用します。



(2) まちづくり活動の発展のための支援

行政ができること

市民や事業者のボランティア活動や地域社会活動を支援し、負担なく地域社会活動に参加できる環境づくりを進めます。また、市民や各種団体、事業者同士が、必要に応じて連携できるよう、適切な情報提供やコーディネートに努めます。

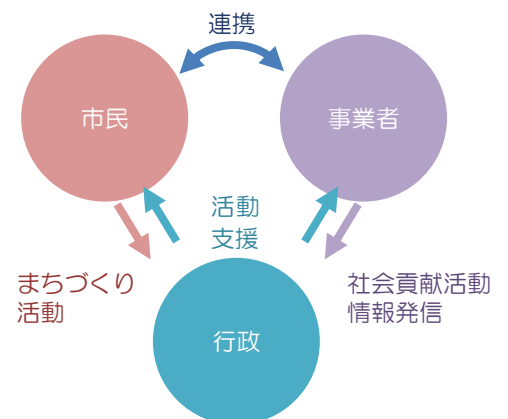
市民ができること

地域社会活動への支援を積極的に活用し、地域のまちづくり活動に取り組みます。個人や団体のネットワークを育み、地域の課題を自ら解決していくコミュニティの醸成を目指します。

事業者ができること

社会貢献活動を企業活動の一環として取り入れるとともに、積極的に情報発信することにより、まちづくり活動の活性化につなげます。

また、地域の課題については、市民や各種団



体とともに事業者も主体となって解決に向けてのアイデアを出し合うように努めます。

(3) まちづくりを支援する制度や仕組みを効果的に活用する体制づくり

行政ができること

都市計画法や建築基準法，改正都市再生特別措置法，空家等対策の推進に関する特別措置法など，まちづくりに関わる法制度等を活用し，都市計画マスタープランにおける方針の具体化に必要な用途地域の見直し等，適切な土地利用の推進を図ります。

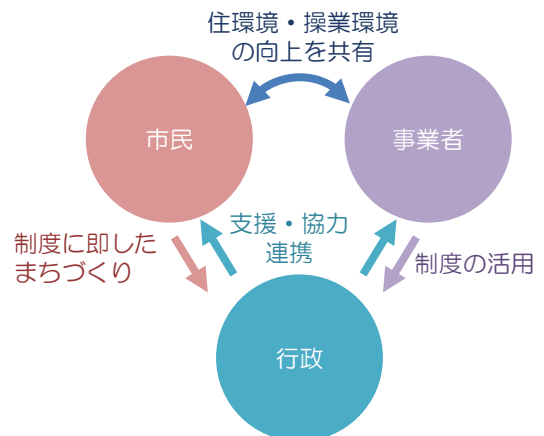
また，市内においては，次の時代に向けた集約・連携の在り方を共有し，農業，商業，観光，教育，福祉等の様々な分野が連携した横断的で柔軟な体制づくりに努めます。

市民ができること

地域の実情に即した質の高いまちづくりを進めるため，地域住民の合意に基づいた地区計画，まちづくり協定などを定めることができます。行政の支援・協力を活用し，諸制度に即したきめ細かなまちづくりに取り組み，満足度の高い環境づくりに努めます。

事業者ができること

より良い操業環境を整えるため，行政と連携してまちづくりの諸制度を活用し，地域経済の活性化に努めます。また，まちづくりのルールに基づいた施設配置や事業計画に努めます。



(4) 確実な事業の推進のための体制づくり

行政ができること

まちづくりに必要な安定した財源の確保に努めます。人口減少の抑制による
税収の確保、国・県等の補助の有効活用、PPP※1やPFI※2などの民間活力
の導入の検討など、事業・制度に応じた財源の確保を図ります。

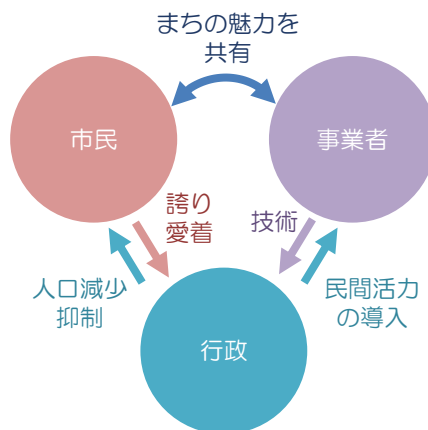
また、国や県等の行政間の連携のもと、本市だけでは実施・実現できない広域
幹線道路や港湾の整備等の都市計画事業の円滑な推進に努めます。

市民ができること

自らが地域や文化への誇りと愛着を持ち、次の世代へと受け継ぐことができ
る環境づくりに努めます。地域のまちづくりを担うコミュニティの醸成を図り、
住民や地域団体が主体的に地域のマネジメント（維持・管理・運営）を行うこと
により地域の価値を高めていくなど、住民による自立したまちづくりを目指し
ます。

事業者ができること

行政と連携した公共施設の計画・運営・管理などを検討し、ソフト・ハードに
関わらず、企業活動を活用したまちづくりへの参加に努めるとともに、効果的な
情報発信を行い、地域経済の活性化に貢献します。



※1 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。公民が連携して公共サービスの提供を行う手法。PFI、指定管理制度、公設民営方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等が含まれる。

※2 PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設の設計・建設から運営・管理に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ることを目的とする。

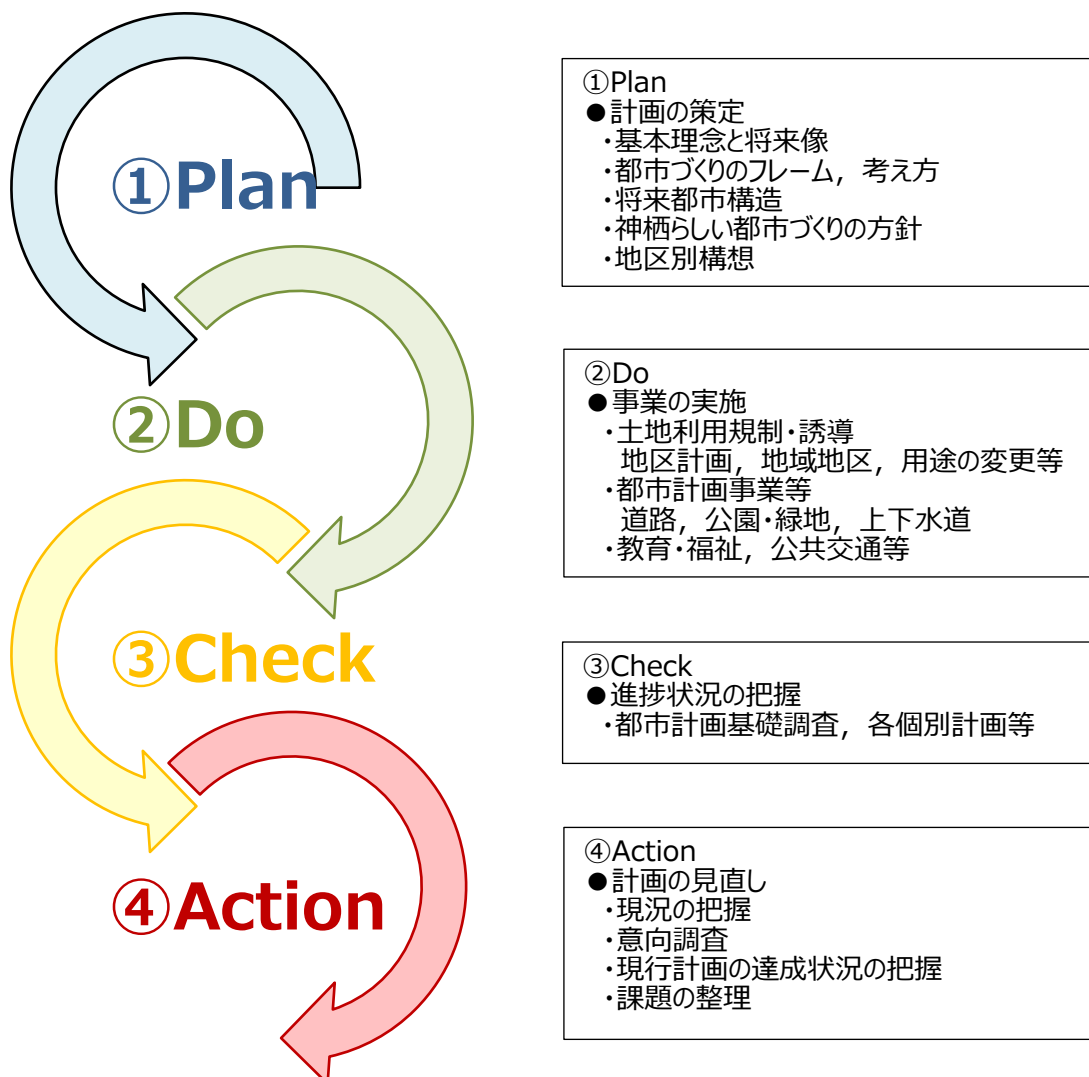
2 | まちづくりの運営・管理

2-1 都市計画マスタープランの評価と見直しの考え方

本計画は、概ね20年後のまちの姿を展望しつつ、長期的な視点に立ったまちづくりの基本方針を示すものです。本計画に位置づけた施策に基づくまちづくりの進捗状況については、概ね5年サイクルを基本とし、計画（Plan）を実行（Do）に移し、その効果・成果を点検・評価（Check）し、必要な改善策（Action）を講じながら、計画の質的向上につなげるPDCAサイクルによって実効性を高めます。

また、PDCAサイクルに基づいた見直し以外にも、本市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化や、国・県等の上位計画の変更等が生じた場合には必要に応じて柔軟な見直しを行うものとします。

■都市計画マスタープランのPDCAサイクル



2-2 分野横断的な進捗管理の取組

本計画の全体構想および地区別構想の見直しに際しては、第2次神栖市総合計画における進捗管理、都市計画基礎調査などによる定量的なデータ、各個別計画において設定される指標の達成状況等により、適切に進捗状況を検証します。

■都市計画マスタープランの基本方針と各計画・調査の進捗管理スケジュール

